省　令

○厚生労働省令第十三号

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第三十一条を実施するため、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月三日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （国と地方公共団体との連携に関する経過措置） **第二条**　（略） ２　厚生労働大臣は、当分の間、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。ただし、全ての都道府県労働局長が、前項ただし書の規定により雇用施策実施方針を定めないこととする場合には、この限りでない。 ３・４　（略）	**附　則** （国と地方公共団体との連携に関する経過措置） **第二条**　（略） ２　厚生労働大臣は、当分の間、毎年度、雇用施策実施方針の策定に関する指針を定めるものとする。 ３・４　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。